

## 包装材の有害性申告の承認基準

**重要** – 本ガイドラインは情報提供のみを目的としたものであり、法的助言を構成するものではありません。本ガイドは、EU包装廃棄物指令（指令 94/62/EC 第 11 条）および米国の包装材重金属規制（旧称：CONEG/TPCH規制）の物質制限要件への準拠に関するインバウンドサプライヤーの申告書を確認するためのアセントの承認基準チェックリストとなります。受け入れ可能な申告書は、以下を情報を全て含みます。

### 1. 会社のロゴやレターヘッドを挿入します。

申告/証明書が正式な会社のリリースであることを示す必要があります。

### 2. 適切な規則の法的参照を含みます。

申告書を作成する法律の実際のタイトル（この場合EU指令94/62/EC（改正2018/852）と米国の包装材重金属規制）の両方をリストアップします。

#### a. EU指令の代替名称として認められているもの。

- i. 指令2018/852によって改正された包装および包装廃棄物に関する1994年12月20日の欧州議会および理事会指令94/62/EC
- ii. 指令 94/62/EC
- iii. 指令 94/62/EC 及び改正 2018/852

#### b. 米国規格の代替名称として認められているもの。

- i. 米国梱包材有害物質クリアリングハウス基準
- ii. 米国のTPCH規格
- iii. 米国CONEG/TPCH規格
- iv. 包装材重金属規制

### 3. 申告の対象となっている包装材を参照してください。

### 4. コンプライアンスステータスを宣言します。リストされている2つの指令について、それぞれ下記二択のどちらかを選択してください。

- a. 包装材には、指令で定義された100ppmを超える重金属物質の合計が含まれていないことを明記してください。
- b. 包装材には、指令で定義された制限値を超える物質が含まれていることを記載し、不適合を生じさせる物質名とそれに関連する包装材を特定してください。

適用除外に準拠した包装材料については、宣言は材料を特定し、関連する適用除外を引用しなければなりません。

**5. 適切な権限のある代表者が署名していること。**

代表者の氏名、連絡先、および役職を記載する必要があります。

**6. 日付も最新のものであること。**

申告の日付が1年以上前のものであれば、却下される可能性が高くなります。